

# 美浦村電気事業経営戦略

団 体 名 : 美 浦 村

事 業 名 : 美浦村電気事業

策 定 日 : 令 和 2 年 3 月

計 画 期 間 : 令 和 2 年 度 ~ 令 和 16 年 度

## 1. 事業概要

### (1) 事業形態等

法適用(全部適用・一部適用)・法非適用の区分	法適用(全部適用)		
職 員 数	1人	最 大 出 力 * 1	1,980kw
発 電 施 設 数	水力発電 箇所	年 間 発 電 電 力 量 * 1	(平成30年度) 2,780kwh
	風力発電 箇所	kwh 当 たり 単 価 * 1	36.0円
	太陽光発電 1箇所	F I T 適 用 販 売 施 設 数	箇所
	ごみ発電 箇所	平 均 施 設 稼 働 年 数 * 1	5年

\*1 最大出力については保有している発電施設のうち最大のものを記載。年間発電電力量及び年間電力料収入は、保有する全ての発電施設の合計を記載。  
kwh当たり単価及び平均施設稼働年数は、保有する全ての発電施設の平均を記載。

### (2) 現在の経営状況

年間電力料収入 * 1 ※過去3年度分を記載	H28 101,639千円	H29 101,072千円	H30 100,062千円
経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	H28 233.3%	H29 233.2%	H30 232.6%
純損益 ※過去3年度分を記載	H28 58,074千円	H29 57,802千円	H30 57,051千円
資金不足比率 * 2 ※過去3年度分を記載	H28 0%	H29 0%	H30 0%

#### 【上記の指標等を踏まえた現在の経営状況の分析】

平成27年3月27日より発電を開始。効率的な運営管理の実施により、安定した電力料収入が得られている。

\*2 ここでいう資金不足比率とは、地方財政法による資金不足比率を指し、以下の算式により算出するものとする。

資金不足比率[法適用企業の場合] = (地方財政法第15条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

資金不足比率[法非適用企業の場合] = (地方財政法第16条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

## 2. 経営の基本方針

財務省が所管する美浦村大山地内の東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地を購入。村が大規模な太陽光発電設備を設置し電力の供給を行うことにより、当該土地の有効活用を図ると共に、国が進める低炭素社会の構築、再生可能エネルギーの普及に貢献することとする。

また本事業の収益については、環境への負荷の少ない地球温暖化対策機器設置等への補助を行い、今後も住民の安全で暮らしやすいまちづくりを推進することとする。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

### ①収支計画のうち投資についての説明

#### ◆発電施設修繕料

効率的な発電を持続するために、パワーコンディショナー等の定期的な部品更新、修繕を行っていく。

### ②収支計画のうち財源についての説明

#### ◆売電収入

太陽光パネルの劣化率を年0.2%で推定し売電金額を算定している。天候不順による減収リスク等を考慮し売電金額を厳しく算定している。

### ③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

#### ◆一般管理費

保安全管理業務の外部委託費用、構内除草委託費用、保険料、需用費等

## 4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

発電量等のモニタリングを実施し、経営戦略の事後検証、見直しを行う。





## (参考) 指標分析

経営指標について、平成 29 年度の公営企業年鑑（電気事業・法適用）と比較等をするとなりのような結果となります。

経営の健全性・効率性	公営企業年鑑 (H29年度)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
経常収支比率	233.2%	218.6%	191.1%	219.6%	220.1%	219.4%	221.1%	183.9%	221.0%	222.7%	223.2%	223.8%	172.8%	224.5%	610.2%	1102.6%
総収支比率	—	218.6%	191.1%	219.6%	220.1%	219.4%	221.1%	183.9%	221.0%	222.7%	223.2%	223.8%	172.8%	224.5%	610.2%	1102.6%
流動比率	707.7%	454.7%	420.9%	419.6%	407.7%	395.0%	383.5%	341.1%	343.0%	331.4%	319.3%	321.0%	7827.1%	9509.7%	12997.4%	15510.6%
企業債償還元金対減価償却額比率	49.7%	161.6%	161.7%	161.7%	161.8%	161.8%	161.9%	161.9%	162.0%	162.0%	162.1%	162.2%	154.9%	0.0%	0.0%	0.0%
固定資産対長期資本比率	68.1%	70.3%	70.9%	69.3%	68.2%	67.1%	65.6%	66.7%	63.5%	61.1%	58.1%	53.6%	42.4%	26.0%	18.9%	16.3%

### ■ 経常収支比率

$$\text{経常収益} \div \text{経常費用} \times 100$$

当該年度において、料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標であり、単年度の収支が黒字を示す 100%以上となっていることが必要です。

公営企業年鑑では 233.2%であり、令和 2 年度以降では修繕費見込年度を除くと 200.0%を超え、令和 16 年度以降は減価償却費が無くなることから数値が高くなっています。

### ■ 総収支比率

$$\text{総収益} \div \text{総費用} \times 100$$

総収益と総費用を対比し企業活動における資金調達と支払い（損益）の全体的なバランスを示す指標であり、100%を超えることが安定経営の絶対条件です。

経常収支以外の収益・費用科目が無いことから、経常収支比率と同数値での推移となります。

### ■ 流動比率

$$\text{流動資産} \div \text{流動負債} \times 100$$

1 年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す 100%以上であることが必要です。

公営企業年鑑では 707.7%であり、令和 2 年度 454.7%から令和 12 年度 321.0%と推移し流動負債での企業債償還が終える令和 13 年度以降は高い数値にて推移することになります。流動負債には建設改良費等に充てられた企業債等が含まれており、これらの財源により整備された施設は、今後も償還・返済の原資を料金収入等により得ることが予定されており、低い数値であっても必ずしも支払能力がないものではありません。

■ 企業債償還元金対減価償却額比率

$$\text{建設改良のための企業債元金償還金} \div \text{減価償却費} \times 100$$

公営企業は施設の建設改良費は企業債を財源とし、施設の減価償却費を財源として企業債を償還する方法がとられています。この比率が100%以下であれば100%を下回るだけ内部留保できますが100%を超えると、この超過額だけ資金不足となり、不足分を補てんする財源手当が必要な状態になります。公営企業年鑑では49.7%であり、固定資産耐用年数と起債償還年数とのバランスから令和2年度161.6%から令和13年度154.9%と100.0%を超えるため、資金不足を補てんする財源が必要となりますが、令和14年度以降は企業債償還も無くなり内部留保が可能となります。

■ 固定資産対長期資本比率

$$\frac{\text{固定資産}}{(\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{評価差額等} + \text{固定負債} + \text{繰延収益})} \times 100$$

長期的に資金が拘束される固定資産を、長期的に活用可能な資本や負債（資本金・剰余金・固定負債・繰延収益）にて調達されている割合を示し100%以下が望ましいとされています。公営企業年鑑では68.1%であり、令和2年度70.3%から令和16年度16.3%と推移します。